

機関番号：14501

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20402012

研究課題名（和文） 法整備支援の影響評価と日本の役割
—実定法・法社会学・比較法制史の融合型学術調査—研究課題名（英文） Evaluation of Legal Assistance in sought for Japan' s Role
-A Combined Approach of Formal Law, Legal Sociology, and
Comparative Legal Histories-研究代表者 金子 由芳 (KANEKO YUKA)
神戸大学・大学院国際協力研究科・教授

研究者番号：10291981

研究成果の概要（和文）： 1990年代より活発化した援助機関によるアジア諸国への法整備支援においては、それぞれが持ち込む制度が当該国の法体系と不整合を来し、またドナー相互の調整を欠いたまま無秩序に展開されるなど、アジアの法発展を歪める問題が浮上している。本研究では、体系自立的で予測可能性をもたらす法整備の方向性を探って、日本からアジア諸国への法整備支援の具体的実例を対象に、司法改革や土地法などの主要分野毎に研究班を組み、制度と現実の相互作用による法整備支援のプロセスを観察・評価した。方法的には、一方で実定的制度の正確な比較法的理解を深め、他方で制度が現実の法社会動態に及ぼす影響を観察する実証的手法を組み合わせた。このような検討を通じて、アジアの立法過程が有力ドナーの持ち込む新自由主義的な立法モデルに翻弄され、深刻な社会経済的影響をもたらしており、日本支援が対立に苦しむ事実、いっぽうで訴訟・和解といった司法過程による規範修正の兆しが皆無でなく、日本支援はこの側面で一定の支援成果を挙げつつあることが見出された。このような日本支援の成果は、日本自らの過去の法政策や司法観の変遷を内省する機会を与えるとともに、日本の近代化過程の制度経験をアジア諸国の問題解決に役立てるチャンスを示唆している。

研究成果の概要（英文）： Legal and judicial assistance has been a new phenomenon in the field of international development aid in Asia since 1990s, while increasingly revealing a lack of coordination among donors, resulting in confusion of local lawmaking. This research has, in an attempt to propose a better donor-involvement toward the Asian law with systemic independence and normative predictability, observed the relation between the donor-oriented lawmaking and local socio-economic needs, with particular focuses on core target areas, such as land law and judicial reforms. A combined methodological approach of comparative law and legal sociology is applied to the observation of particular cases of Japanese assistance. Major findings include the negative socio-economic impacts of neo-liberal bias of leading donors, to which Japanese assistance has confronted in vein. Another hint is the judicial role toward the mitigation of such negative impacts, to which the Japanese assistance has focused its efforts in an attempt of increasing adjudicative independence, which works as the indispensable basis of judicial active role. Our research has also identified the resemblance between the normative dilemma of present Asia and the Japan's own experience since its initial stage of modernization, which would enable the reflection of Japanese legal experience in solving present problems in Asia.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	5,000,000	1,500,000	6,500,000
2009年度	4,500,000	1,350,000	5,850,000
2010年度	3,300,000	990,000	4,290,000
年度			
年度			
総計	12,800,000	3,840,000	16,640,000

研究分野：法学

科研費の分科・細目：新領域法学

キーワード：法整備支援、アジア法、司法改革、評価

1. 研究開始当初の背景

1990年代より国際開発機関や先進諸国によるアジア諸国への法整備支援が活発化した。これら各ドナーの持ち込む制度モデルは、しばしば支援先の既存法体系との整合性を無視し、また相互の調整を欠いたまま個々に移植され、アジア諸国の法発展を歪める問題が浮上している。日本も法務省などが中核となってアジア諸国への法整備支援に乗り出しているが、欧米各国との対立に悩む局面が増えている。一国の実定法体系の整備において、経済社会活動に予測可能性を与える意味でも体系的整合性が不可欠であることに鑑みれば、法整備支援を律する客観的な立案や評価が緊要の課題となっていた。

2. 研究の目的

本研究は、日本 ODA によって、主に法務省法務総合研究所国際協力部の所管で実施されてきたベトナム・ラオス・カンボジア・インドネシア・中国等に対する法整備支援の具体的な諸実例を研究対象とし、現地の既存法制、ドナーである日本の支援内容、しばしば対立矛盾しあう他ドナーの支援内容、またそれらの支援の直接的成果である立法改革・司法改革とその現実の実施動態を観察する。もって法整備支援なる法現象を、単なる一回性の制度移植としてではなく、一連の制度設計と現実との相互作用の経時的プロセスとして理解を深める。このような理解の促進により、実践的成果としては、アジア諸国における予測可能性に資する法整備実務の改善に役立てる。またより学術的な成果の一として、日本と欧米ドナーとの対立事例の検討を通じて、日本自身の制度経験の特色と比較優位点を考察する。

3. 研究の方法

開発援助の立案・評価において、抽象的な援助目標と現実の複雑なニーズとの間のすり合わせを継続的に行う「プロジェクト・サイクル・マネジメント」が重視されつつあるが、法整備支援の観察分析を目的とする本研究ではまさにそのような継続的・漸進的な解明方法がふさわしい。法整備支援においては、支援先の社会経済の実情に見合った法体系の構築という、まさに現実と制度とのすり合わせが不断に求められる。そのような一連の相互作用のプロセスともみろべき法整備支援を観察対象とするにあたり、本研究では、一方で実定的な立法・司法制度の比較法的理解を深める静的作業を進め、他方でそのよう

な実定的な選択が現実の法社会動態にどのような影響をもたらしているかの実証的観察を行い、もって制度と現実との乖離や相互作用を解明する、比較法社会論ともいべき手法に拠った。

4. 研究成果

司法改革、土地法、競争法などの主要なテーマ毎に研究班を組み、個別の研究を深めるとともに、共同で成果を持ち寄る機会として10件の科研研究会、3件の判例国際研究、3件の学会企画セッション、十数件の共同調査出張等を行った。このような検討を通じて、アジアの立法過程が有力ドナーの持ち込む多様な立法モデル、とくに新自由主義的なそれに翻弄されがちであり、深刻な社会経済的影響をもたらしているが、日本支援が対立に苦しむ事実、しかしいっぽうで訴訟・和解といった司法過程による規範修正の兆しが皆無でなく、日本支援はこの側面で一定の支援成果を挙げつつあることが見出された。

とくに司法改革研究班では、民事訴訟法立法支援・判決書マニュアル支援・法曹訓練支援・和解調停制度支援などの事例研究を通じて、紛争解決における裁判官や当事者の役割を既定する制度設計の詳細に立ち入り、ドナー相互の理念の相違や現地ニーズとの齟齬などを浮き彫りにした。なかでもベトナム・カンボジア・中国における日本の民事訴訟法立法支援をめぐる最も争点となった「当事者主義」概念については、新自由主義的ともいべき私的自治を前面に押し出す米国、より私的自治の進んだ商事裁判所規則を優位させようとする世界銀行、他方でアジア市場経済化諸国にいま残る福祉国家主義的な社会主義法の影響や独自の訴訟文化、などの相違が浮き上がった。そのような多様な制度モデルの狭間で、日本支援は、法典主義国としての近代化過程で歩んだ自らの制度的変遷を内省し、多様な当事者主義のありかたを再論する機会に会っており、受入国とともに試行錯誤のプロセスを歩む姿に特色が見出された。このように、法整備支援への関与を契機として、日本法は自らの訴訟観・和解観・裁判の独立などの特色を改めて言語化し、国際的に語りうる理解へと洗練させていく可能性が示唆されている。

土地法・土地紛争研究班では、とくに日本の法整備支援が国際機関と真っ向から対立したカンボジア土地法をめぐる一連の事例、また経済発展著しい中国で物権法の成立に伴いいっそう深刻化しつつある土地問題の

検討を通じて、欧米ドナーが強調する「所有権優位・利用権軽視」の新自由主義的な法整備方針が、アジア諸国において過度な土地流動化・投機現象を生み出し、農山村でつましく生きる生活者の利益を深刻な危殆に晒す実態が浮かび上がった。土地高度化利用による経済成長率追及か、あるいはエコロジカルな持続的成長の維持擁護か。このような根本的な政策対立は、こと法整備支援レベルで決着をつける問題を超越する。しかしながらたとえ所有権絶対化の基本設計が採用されたもとも、詳細設計の細部における一進一退の努力で生活者の利益を擁護していく道は皆無であるまい。日本のカンボジア民法典支援の展開にみるように、国際機関系ドナーの圧力に一度は屈しながらも、巻き返しを図り、緻密な制度設計の積み上げを続ける粘り越しの支援のありかとも研究に値しよう。そのような粘り越しの背景に、日本法自身が所有権優位の実定法の修正に意を注いできた苦心の制度経験が裏打ちしているとすれば、近代法整備における共同体的生活権の擁護という彼我の共通の比較法政策論的テーマが、国境を越えた検討課題として示唆されている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計46件)

- ① Yuka KANEKO, A Procedural Approach to Judicial Reform in Asia: Implications from Japanese Involvement in Vietnam, *Columbia Journal of Asian Law*, 査読有, Spring/2010, 2011(forthcoming)
- ② Yuka KANEKO, Accompanying Legal Transformation: Japanese Involvement in Legal and Judicial Reforms in Asia, *Theoretical Inquiries of Law (Torino University Electronic Law Review)*, 査読有, 2011 (forthcoming).
- ③ Yuka KANEKO, A Review of Model Law in the Context of Financial Crisis: Implications for Procedural Legitimacy and Substantial Fairness, (国際協力論集), 査読無, 17(3), 2010, 1-16.
- ④ 金子由芳, ベトナム民事訴訟の改革と動態—日本の法整備支援をめぐる一考察、神戸法学雑誌、査読無、59巻3号、2010、258-320.
- ⑤ 金子由芳, 企業統治・雇用・金融・紛争解決—3か国企業調査からの概観、アセアン諸国における中小企業のグローバル化対応促進型制度構築の学際研究報告書(金子由芳編)、査読無、2010.
- ⑥ 金子由芳, アセアン中小企業のコーポレート・ガバナンスにおけるフォーカル制度の役割—金融機関の機能強化へ向けて、アセアン諸国における中小企業のグローバル化対応

促進型制度構築の学際研究報告書(金子由芳編)、査読無、2010.

- ⑦ Yuka KANEKO, An Alternative Way of Harmonizing Ownership with Customary Rights : Japanese Approach to Cambodian Land Reform, *Journal of International Cooperation Studies (Kobe University)*, 査読無, Vol.18, No.2, 2010, 1-21.
- ⑧ 金子由芳, アジア諸国の金融構造改革と法—アジア危機十年の検証、アジア法研究、査読無、2008、151-158.
- ⑨ 金子由芳, アジア危機十年の法制改革にみるIMF・世銀コンディショナリティの検証、国際協力論集、査読無、16巻2号、2008、57-92.
- ⑩ 金子由芳, 土地法改革における法的多元主義の克服—日本・インドネシア・カンボジアの比較検討、国際協力論集、査読無、16巻3号、2008、69-103.
- ⑪ 金子由芳, 産業発展と法制度整備、経済開発論 (高橋基樹・福井清一編)、2008、199-214.
- ⑫ Yuka KANEKO, Meanings and Outcomes of Japanese Assistance to Judicial Reforms in Asia—In view of Judicial Law-Making—, paper presented at the Law and Society Association Montreal Conference Session 2112 on May, 30, 2008.
- ⑬ Yuka KANEKO, Outcomes of Conditionalities on Legal Reform in a Decade after the Asian Crisis, paper presented at the Law and Society Association Montreal Conference Session 2503 on May, 30, 2008.
- ⑭ Yuka KANEKO, An Asian Perspective on Law and Development, *Northwestern University Law Review Colloquy*, 査読有, No.104, 2009, 186-191.
- ⑮ 角松生史, 騒音問題と都市計画事業の適法性—小田急上告審本案判決、ジュリスト (平成19年度重要判例解説)、査読無、2008、38-39.
- ⑯ 角松生史, 都市計画の司法統制—審査対象と時間軸の問題を中心に、都市計画、査読無、272号、2008、5-10.
- ⑰ 角松生史, ブックレビュー: 芝池義一/見上崇洋/曾和俊文編著『まちづくり・環境行政の法的課題』、法律時報、査読無、80巻10号、2008、132-137.
- ⑱ 角松生史, 自治基本条例に問われているもの、地方自治職員研修、査読無、41巻10号、2008、38-39.
- ⑲ 角松生史, 「協働的プランニング」の都市計画理論—紹介: Patsy Healey, Collaborative Planning, 法律時報、査読無、80巻12号、2008、86-90.
- ⑳ 角松生史, 景観利益と抗告訴訟の原告適格—輛の浦世界遺産訴訟をめぐる、日本不動産学会誌査読無、86巻3号、2008、71-77.

21. 角松生史、手続過程の公開と参加、磯部力/小早川光郎/芝池義一編『行政法の新構想II』有斐閣、査読無、2008、289-312.
22. Narufumi KADOMATSU, Steuerung stadträumlicher Entwicklung und Bebauung unter bürgerschaftlicher Mitwirkung durch Stadtplanungsrecht, R.Pitschas(Hrsg.), Dezentralisierung im Vergleich—Kommunale Selbstverwaltung in Deutschland und Südostasien am Beginn des 21. Jahrhunderts (Duncker & Humblot刊), 査読無、2008、339-351.
23. 角松生史、行政事件訴訟法見直しにあたっての視点、自由と正義、査読無、60巻8号、2009、36-43.
24. 角松生史、決定・参加・協働—市民/住民参加の位置づけをめぐって、新世代法政策学研究、査読無、4号、2009、1-24.
25. 角松生史、都市空間管理をめぐる私益と公益の交錯の一側面—行訴法10条1項『自己の法律上の利益に関係のない違法』をめぐって、社会科学研究、査読無、63巻3-4号、2011(近刊)。
26. Narufumi KADOMATSU, Judicial Governance Through Resolution of Legal Disputes?, National Taiwan University Law Review, 査読有、4(2), 2009, 141-162.
27. 角松生史、行政のアカウントビリティの展開、地方自治職員研修、査読無、44巻2号、2011、72-73.
28. 角松生史、(判例評釈) 韃の浦世界遺産訴訟、法学教室別冊判例セレクト、査読無、2011年3月号2011(近刊)。
29. 駿河輝和、オンパンダラ・パンパキット、Entrepreneurial Human Capital and Micro/Small Business in Lao PDR、国際開発学会第9回春季大会報告論文集、査読無、2008、129-132.
30. Enkh-Amgalan Byambajav and Terukazu SURUGA, Effects of income and Educational Differentials on Migration and Regional Convergence, GSICS Working Paper Series, 査読無、No.23, 2010, 1-23.
31. 香川孝三、アジア労働法・労働問題の最新情報、季刊労働法、査読無、221号、2008、218-226.
32. 香川孝三、日本企業とアジアにおける労働CSR、国際産研、査読無、28号、2009、65-76.
33. 香川孝三、ベトナムにおけるジェンダーの視点から見る労働における格差、日本ジェンダー研究、査読無、12号、2009、15-26.
34. 香川孝三、ILOのカンボジア工場改善プログラム(Better Factories Cambodia)、基盤研究(B) 19310156アセアン諸国における中小企業のグローバル化対応促進型制度構築の学際研究報告書、査読無、2010.
35. 草野芳郎、和解技術論と労働事件、中央労働時報、査読無、1095号、2008、2-14.
36. 草野芳郎、訴訟上の和解が可能である事件の限界—家事抗告審での訴訟上の和解の可能性を視野に入れて、小島武司先生古稀祝賀：民事司法の法理と政策(上)、査読無、2008、363-386.
37. 草野芳郎、選定当事者と選定者との関係についての1考察、青山善充先生古稀祝賀論文集：民事手続法学の新たな地平、査読無、2009、131-152.
38. 草野芳郎、日本とインドネシアにおける和解・調停の比較、多元化する紛争解決法—日中韓の対話—：東北アジア国際学会報告書、査読無、2009、34-42.
39. Yoshiro KUSANO & KAWATA Sozaburo, A Case in Indonesia: Project for Strengthening Reconciliation and Mediation (ADR) System, paper presented at the Law & Society Association Denver Conference Session 1411, May 28, 2009.
40. 草野芳郎、調停における合意と説得、調停時報、査読無、176号、2010、75-80.
41. 四本健二、カンボジアにおける障害と開発、開発途上国の障害者と法—法的権利の確率の観点から—(小林昌之編)、査読無、2009.
42. 四本健二、東南アジア諸国の統治機構、アジアの憲法入門(孝忠延夫・稲正樹・國分典子編)、査読無、2010.
43. 四本健二、実効的な権利保障の実現が課題—カンボジア—、アジ研ワールド・トレンド、査読無181号、2010、12-15.
44. 四本健二、カンボジアにおける障害者の法的権利の確立、アジア諸国の障害者法(小林昌之編)、査読無2010.
45. 栗田誠、市場支配的地位の濫用規制と企業結合規制のあり方—日本の経験とその教訓、ICCLC(財団法人国際民商事法センター)、査読無、29号、2008、31-71.
46. 栗田誠、世界の独禁法の最新潮流と日本企業の対応、M&A Review(ポリグロットインターナショナル)、査読無、23巻4号、2009、2-10.

[学会発表](計24件)

- ① Yuka KANEKO, Meanings and Outcomes of Japanese Assistance to Judicial Reforms in Asia—In view of Judicial Law-Making—, Law & Society Association Montreal Conference Session 2112, May 30, 2008, Montreal.
- ② Yuka KANEKO, Outcomes of Conditionalities on Legal Reform in a Decade after the Asian Crisis, Law & Society Association Montreal Conference Session 25

03, May 30, 2008, Montreal.

③金子由芳、インドシナ諸国の経済法制：改革動向の点検と法整備支援の課題、アジア政経学会研究大会、2008年10月12日、神戸学院大学。

④Yuka KANEKO, Japanese Internist Approach to the Judicial Reform in Vietnam: A Review of Cassation Cases, Law & Society Association Denver Conference Session 1411, May 28, 2009, Denver.

⑤Yuka KANEKO, A Trend of Land Dispute Resolutions in Asia: Interactions among Formal and Informal Forums, Law & Society Association Denver Conference Session 2518, May 29, 2009, Denver.

⑥Yuka KANEKO, A Review of Model Law in the Context of Financial Crisis: Implications for Procedural Legitimacy and Substantial Fairness, Asia International Economic Law Network Inaugural Conference, August 3, 2009, Tokyo University.

⑦金子由芳、ベトナム民事訴訟法の動態：監督審判例動向・裁判官面接から、法社会学会研究大会、2010年5月8日、同志社大学。

⑧金子由芳、ベトナム企業関連法制と実態調査－フォーマル法整備とインフォーマル慣行の補完的關係、アジア政経学会研究大会、2010年10月23日、東京大学。

⑨金子由芳、裁判の独立と予測可能性－日本の民事裁判における要件事実・当事者主義・判決書、日中民事法研究会、2010年11月4日、上海交通大学（上海）。

⑩金子由芳、法整備支援の影響評価試論：ベトナム・ラオス・インドネシアの事例分析、国際開発学会全国大会、2010年12月4日、早稲田大学。

⑪Narufumi KADOMATSU, Reception and fading out of “Relationship of reciprocal interchangeability (RRI)” theory in Japan, Law & Society Association Denver Conference Session 1411, May 28, 2009, Denver.

⑫Narufumi KADOMATSU, Accountability of administration” in Japan after 1990’s, International Workshop “Policy and Accountability in Japan after the 1990’s: A Global Perspective,” Sept. 24, 2010, Leuven Catholic University, Belgium.

⑬四本健二、カンボジアにおける障害者の法的権利の確立、関西アジア法研究会、2010年5月18日、関西大学。

⑭Souksavanh VIXATHEP and Nobuaki MATSUNAGA, Technical efficiency of Vietnam’s garment industry: Evidence from enterprise survey, 国際開発学会, June 7, 2008, 東工大。

⑮Souksavanh VIXATHEP and Nobuaki MATSUNAGA, Efficiency and productivity change in the Lao garment industry: A nonparametric approach, 日本経済政策学会, December 6-7, 2008, 同志社大学。

⑯Souksavanh VIXATHEP and Nobuaki MATSUNAGA, Determinants of firm efficiency in developing countries: The case of Cambodia’s garment industry, 国際開発学会, November 22-23, 広島修道大学。

⑰駿河輝和、オンパンダラ・パンパキット、Entrepreneurial Human Capital and Micro/Small Business in Lao PDR, 国際開発学会, June 7, 2008, 東京工大。

⑱栗田誠、競争法制度の進化と劣化～日本の独占禁止法改正法案と中国の独占禁止法エンフォースメント態勢を中心に～、東アジア競争法フォーラム、2008年5月25日、華東政法大学(中国・上海)。

⑲栗田誠、日本の独占禁止法制度における『法の支配』の再定位、第7回東アジア法哲学シンポジウム、2008年9月20-22日、吉林大学(中国・長春)。

⑳栗田誠、金融・経済危機と日本の経済法制度改革の行方、東アジア経済法研究会、2009年11月22日、高雄大学(台湾)。

香川孝三、ベトナムにおける労働と格差、日本ジェンダー学会、2008年9月16日、大阪女学院大学。

21.Kozo KAGAWA, Japanese Orders and Judgments on Labour Conflicts at Toyota Motor Philippines--- Trade Unionism at Joint Company between Japan and Philippines, Asian Association of Labour Law Founding Conference, November 15-16, 2008, Malaysia Islamic University.

22.Yoshiro KUSANO & KAWATA Sozaburo, A Case in Indonesia: Project for Strengthening Reconciliation and Mediation (ADR) System, Law & Society Association Denver Conference Session 1411, May 28, 2009, Denver.

23.Issei SAKANO, Japan's Experience in Supporting Legislation of Civil Code and Civil Procedure Code of Cambodia, Law & Society Association Denver Conference Session 1411, May 28, 2009, Denver.

〔図書〕(計4件)

① 金子由芳、アジアの法整備と法発展(大学教育出版)、2010、220。

② 川嶋四郎、日本人と裁判(法律文化社)、2010、230。

③ 川嶋四郎、アメリカ・ロースクール教育論考(弘文堂)、2009、330。

④Yoshiro KUSANO, Menimbang Teknik Wak
ai (草野芳郎著『和解技術論』1995インドネシア語版)
, 2008.

[その他]

科学研究費補助金基盤研究(B)「法整備支援
の影響評価と日本の役割」研究成果報告書
(2011年3月)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

金子 由芳 (KANEKO YUKA)
神戸大学・大学院国際協力研究科・教授
研究者番号：10291981

(2) 研究分担者

香川 孝三 (KAGAWA KOZO)
大阪女学院大学・国際英語学部・教授
研究者番号：20019087

駿河 輝和 (TERUKAZU SURUGA)
神戸大学・大学院国際協力研究科・教授
研究者番号：90012002

角松 生史 (NARUFUMI KADOMATSU)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：90242049

川嶋 四郎 (SIROU KAWASHIMA)
同志社大学大学院法学研究科・教授
研究者番号：70195080

四本 健二 (KENJI YOTSUMOTO)
神戸大学・大学院国際協力研究科・教授
研究者番号：00329848

栗田 誠 (MAKOTO KURITA)
千葉大学・大学院法科大学院・教授
研究者番号：20334162

(3) 連携研究者

草野 芳郎 (YOSHIROU KUSANO)
学習院大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：70433701